

「結核医療の基準」の一部改正について

4月18日厚生労働省告示により、標題について公布があり同日適用となった。本誌5月号（No.380）p.4～5「第9回厚生科学審議会結核部会」で触れているとおり、抗結核薬ベダキリンの医療基準への追加がなされた。

【概要要旨】

1. ベダキリンを化学療法に用いることのできる抗結核薬と位置づける。
2. 上記の留意点として
 - (1) イソニアジド及びリファンピシンに耐性のある場合に限り使用。
 - (2) ベダキリン以外の3剤以上との併用を原則とする。
 - (3) 外科的療法を実施する場合はベダキリン以外の

1剤または2剤と併用可能。

- (4) ベダキリン以外の3剤以上と併用することができないことを理由として、ベダキリン以外の1剤または2剤と併用することを検討する際には、薬剤に対して耐性を有する結核菌の発現の防止と結核の治療効果の両面から慎重な検討を要す。

詳細については、厚生労働省ホームページから閲覧できる。**健康・医療→健康→感染症対策→結核→通知・事務連絡等**

また、本誌5月号「教育の頁」でも、結核研究所吉山崇企画主幹がベダキリンの使用方法について詳細に解説しているので参照されたい。🐾（普及広報課）